

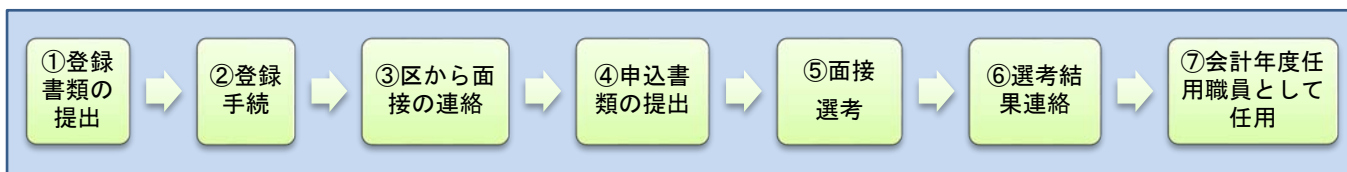
令和3年度

磯子区福祉保健課健康づくり係会計年度任用職員 (日額職・歯科衛生士) 登録制度のご案内

磯子区の健康づくり業務（歯周病予防教室等）に携わっていただく歯科衛生士を募集しています。希望される方にあらかじめ登録していただき、登録者の中から選考を行い、任用（採用）を決定します。

登録方法は、下記をご確認願います。

1 登録の申込・選考の流れ



- (1) 「【R3年度】磯子区福祉保健課会計年度任用職員（歯科衛生士）登録用紙」に必要事項を記入のうえ、下記の申込み先に持参又は郵送で提出してください。

【申込先】〒235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1

磯子区役所福祉保健課健康づくり係 任用担当あて

※持参される場合は、平日8時45分～17時の間に、磯子区役所4階41番窓口へお越しください。

※登録は年間を通じて受け付けていますが、令和3年6月からの任用を希望する方は、【令和3年5月17日（月）】（必着）までに、登録用紙をご提出ください。

※登録の有効期間は、令和4年3月31日までです。

- (2) 登録者のうち、希望する職種・勤務日数等条件が、任用が必要な職の条件と合致する方に、個別に連絡します。
- (3) 「会計年度任用職員申込書」をご提出いただき、面接選考を実施します。
- (4) 任用が決まった方は雇入時健康診断を受診いただき（必要な場合）、会計年度任用職員としての任用手続を行います。

◆注意事項◆

- 登録は、任用を約束するものではありません。ご登録いただいても、条件に合わない場合には、面接の連絡は行いません。

(次ページあり)

2 職種、勤務条件等

(1) 職種

健康づくり関係業務 歯科衛生士

(2) 勤務条件

別紙、登録募集職種勤務条件参照

※その他勤務条件等は、横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます

(3) 身分

地方公務員法第22条の2に定める一般職

(4) 任用期間

令和3年6月15日から令和4年3月31日までの期間で必要に応じて任用します。

※勤務成績が良好である場合等、再度任用する場合があります。(最大4回)

3 応募要件

・希望する職の資格要件を有する方 ※別紙「登録募集職種勤務条件」参照

・地方公務員法第16条に定める採用に関する欠格事由(次のとおり)に該当しない方

(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 横浜市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者

(4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 個人情報の取扱い

提出された書類及びそれに記載された個人情報は、今回の募集・任用の目的のみに使用し、当該書類の行政文書としての保存期間が満了した後、速やかに廃棄します。

ただし、任用された方の個人情報については、任用期間中も雇用管理の目的で使用するものとし、任用終了後は、同様に保存期間が満了した後、速やかに廃棄します。

5 問合せ先

磯子区福祉保健課健康づくり係 担当：金田

TEL 045-750-2445 FAX 045-750-2547